

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																									
事 業 名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)																																								
地 区 名	主要地方道 岡崎作手清岳線																																								
事業箇所	岡崎市片寄町地内始め																																								
事業のあらまし	<p>当該路線は岡崎市茅原沢町から新城市作手清岳までを結ぶ路線であり、沿道にはくらがり渓谷等が位置しており、通勤利用者のみならず観光を目的とした利用者も多い。</p> <p>当該区間は岡崎市立豊富小学校の通学路に指定されているが、歩道が中抜けとなっており、歩行者は危険な状況にさらされている。</p> <p>よって、早急に歩道の整備を進め、安全な歩行空間の確保を図るものとする。</p>																																								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p>																																								
事 業 費	事業費	内訳																																							
	1.2 億円	■工事費 0.7 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 0.3 億円																																							
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2026年度																																			
事業内容	歩道整備 (延長 0.3km、幅員 9.5m、車線数 2車線)																																								
II 評価																																									
①事業の必要性	1) 必要性	当該区間は岡崎市立豊富小学校の通学路に指定されており、歩行者は危険な状況にさらされているため、早期の整備が必要である。																																							
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																						
②事業の実効性	【理由】	小学校の通学路であり、歩行者の安全確保が必要であるため。																																							
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th>2025</th><th>2026</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査設計</td><td>←</td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="4">1.2</td><td>1.2</td><td></td></tr> </tbody> </table>						2022	2023	2024	2025	2026	合 計	調査設計	←			→		0.3	用地補償		←		→		0.2	工事		←		→		0.7	事業費(億円)	1.2				1.2	
		2022	2023	2024	2025	2026	合 計																																		
調査設計	←			→		0.3																																			
用地補償		←		→		0.2																																			
工事		←		→		0.7																																			
事業費(億円)	1.2				1.2																																				
2) 地元の合意形成	当該区間は岡崎市立豊富小学校の通学路に指定されており、地元からも早期整備が望まれている。																																								
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																							

		<p>【理由】 地元からも早期整備が望まれており、事業の実効性は高いと考えられる。</p>
III 対応方針		
事業実施が 妥当である		事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 ・事業実施前後の歩行者等の安全性の変化</p>		